



平成22年7月13日

各 位

会社名 株式会社 中北製作所
代表者 取締役社長 中北 健一
(コード番号 6496 大証第2部)
問合せ先 専務取締役 大平 文人
(TEL 072-871-1331)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続について

当社は、平成19年5月15日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入し、平成19年8月29日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂きましたが、有効期間は平成22年8月27日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社は、本日開催の取締役会において、有効期間終了後、本プランを継続しないことを決議し、これに伴い、定款一部変更に関する議案を本定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 本プラン非継続の理由

平成19年5月15日に買収防衛策を導入して以降、法制度の改正等により株式の大規模買付行為に関する手続きが整備されたため、買収防衛策の目的である情報と時間の確保については一定程度担保されるものと判断し、本日開催の取締役会において、本プランを継続しないことを決議いたしました。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

本プランにおいては、買収防衛策の一環としての新株予約権無償割当てについて、株主総会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定するか、又は株主総会で一定の条件を定め、当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役会に委任していただくことを可能とするため、根拠規定として定款第11条を設けておりましたが、本プランを継続しないことに伴い、当該規定を削除するものです。

(2) 変更の内容

別紙のとおり

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成22年8月27日
定款変更の効力発生日	平成22年8月27日

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第11条 (新株予約権無償割当ての決定機関)</u></p> <p><u>当社は、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</u></p> <p><u>当社は、買収防衛策の一環として、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><u>1. 買収防衛策において当該新株予約権を行使するのが不適切であるとして定める一定の者 (以下「非適格者」という。) は、当該新株予約権を行使することができないこと</u><u>2. 当社が非適格者以外の者のみから当該新株予約権を取得し、これと引換えに当社の株式を交付することができること</u><u>3. 当社が非適格者から当該新株予約権を取得し、これと引換えに当社の株式、新株予約権、社債、金銭その他の対価を交付することができること</u> <p><u>なお、「買収防衛策」とは、当社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行を行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、買収が開始される前に導入されるものをいう。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第12条 (条文省略)</p>	<p>第11条 (現行どおり)</p>
<p>第40条</p>	<p>第39条</p>